

他市の規定の例

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
1	3(3)アイウエオカ	久喜市	第2章 基本原則		第3条 市民、議会及び市の執行機関は、新しい公共の原則に基づき、次に掲げる豊かな地域社会を実現するよう努めなければならない。 (1) <u>人権を尊重し、互いに認め合うとともに、男女があらゆる分野に参画でき、責任を担う地域社会</u> (2) <u>市政に関する情報を共有するとともに、市民自ら市政に参画し、協働する地域社会</u> (3) <u>自主的かつ自立的なコミュニティが形成され、活力に満ち、住みやすさが実感できる市民主役の地域社会</u> (4) <u>市民の日常生活が守られ、誰もが笑顔で暮らせる安全安心な地域社会</u> (5) <u>恵まれた自然との共生を大切にし、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な地域社会</u>
2	3(3)イエ	文京区	第2章 自治の理念と基本原則	第2節 基本原則	(参画と協力) 第4条 各主体は、地域の課題を解決するための活動に積極的に参画するとともに、自主的に調整し、協力し合い、連携を図る。
3	3(3)ウ	文京区	第2章 自治の理念と基本原則	第2節 基本原則	(情報共有) 第5条 各主体は、個人情報の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する地域の課題及び地域の課題を解決するための活動に関する情報の共有を図る。
4	3(3)ア	文京区	第2章 自治の理念と基本原則	第2節 基本原則	(対等な立場の尊重) 第6条 各主体は、豊かな地域社会の実現に当たり、相互理解を深め、信頼関係を築き、 <u>対等な立場を尊重し</u> 、地域の課題を解決するための活動を担う。
5	3(3)オ	文京区	第2章 自治の理念と基本原則	第2節 基本原則	(自己決定・自己責任) 第7条 各主体は、自ら決定し、自らの責任において活動する。
6	3(3)イウ	中野区	第1章 総則		(自治の基本原則) 第2条 区民は、自らの意思と合意に基づき、共通する幸福と豊かさを追求するために自治を営む。 2 区民は、 <u>区政への参加及び監視により、より良い区政の実現を目指す</u> 。 3 区は、 <u>区民の自治の営みを基本に区政を運営しなければならない</u> 。 4 区は、 <u>区民と区との十分な情報共有を基に、区民に区政への参加の機会を保障しなければならない</u> 。 5 <u>公益のために活動する区民の団体と区とは、その共通する目的を達成するため、協力し合う</u> 。
7	3(3)イウオ	杉並区	第2章 基本理念		第3条 区民等及び区は、 <u>一人ひとりの人権が尊重され、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまち杉並を、協働により創っていくことを目指すものとする</u> 。 2 前項の目的を達成するために、区民等及び区は、 <u>区政に関する情報を共有し、主権者である区民が、自らの判断と責任の下に、区政に参画することができる住民自治の実現を目指すものとする</u> 。
8	3(3)アイウエ	豊島区	第1章 総則		(基本原則) 第4条 区民及び区は、前条の基本理念を実現するため、次に掲げる原則を自治の基本原則とし、それぞれ次に定めることを内容とするものとする。 (1) <u>情報共有の原則</u> 区民及び区が、相互に <u>情報を提供し、共有すること</u> 。 (2) <u>参加の原則</u> <u>区民の参加は、責任ある主体的な意思に基づくものであること</u> 。 (3) <u>協働の原則</u> <u>地域社会にかかわる多様な主体が、それぞれの役割分担及び対等な協力関係に基づき、共通の目的を実現するために連携し、ともに活動すること</u> 。 (4) <u>多様性尊重の原則</u> <u>年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的・経済的状況等の違いに配慮するとともに、多様な区民の個性を尊重すること</u> 。

他市の規定の例

資料8

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
9	3(3)イウエカ	足立区	第3章 区政運営の基本原則		(区政運営の基本原則) 第6条 区は、基本理念を実現するために、次に掲げる基本原則に基づいて区政を運営しなければならない。 (1) 区は、区民の <u>自主性を尊重</u> するとともに、公共的課題を解決するため、責務と役割を区民と分担しながら、協働して区政を運営するものとする。 (2) 区は、区政に関する <u>情報を区民と共有</u> するものとする。 (3) 区は、区民が区政運営に積極的に <u>参画し、協働</u> できるように努めるものとする。 (4) 区は、前3号の原則を踏まえ、総合的、計画的かつ効率的な区政運営に努めるものとする。
10	3(3)アイウオ	多摩市	第2章 基本原則	第1節 基本原則	(基本原則) 第4条 私たちのまちの自治は、市民の意思に基づき、次の各号に掲げる基本原則によって推進されなければなりません。 (1) 性別年齢などにかかわらず、 <u>市民一人ひとりの人権が保障</u> され、その個性及び能力が十分に発揮されること。 (2) 市民、市議会及び市の執行機関がまちづくりに関する <u>互いの情報を共有</u> すること。 (3) 市民の <u>自主的・自立的な参画</u> が保障されること。
11	3(3)イウエ	川崎市	第1章 総則		(自治運営の基本原則) 第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。 (1) <u>情報共有の原則</u> 市政に関する <u>情報を共有</u> すること。 (2) <u>参加の原則</u> 市民の <u>参加</u> の下で市政が行われること。 (3) <u>協働の原則</u> 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう <u>協働</u> を行うこと。 2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。
12	3(3)イエ	大和市	第2章 自治の基本原則		(参加及び協働の原則) 第4条 市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて <u>参加し、協働</u> することを原則とする。
13	3(3)ウ	大和市	第2章 自治の基本原則		(情報共有の原則) 第5条 市民、市議会及び執行機関は、 <u>情報を共有</u> することを原則とする。
14	3(3)カ	大和市	第2章 自治の基本原則		(法令の自主解釈) 第6条 市は、地方自治の本旨及び自治の基本理念にのっとり、自主的に法令の解釈及び運用を行うことを原則とする。
15	3(3)カ	大和市	第2章 自治の基本原則		(財政自治の原則) 第7条 市は、自立した自治体運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を確保し、用途を決定する財政自治を原則とする。
16	3(3)エ	大和市	第2章 自治の基本原則		(対等及び協力の原則) 第8条 市は、自らの判断と責任において、国及び神奈川県と対等の立場で、 <u>協力</u> することを原則とする。

他市の規定の例

資料8

No.	論点の箇所	自治体名	章	節	条
17	3(3)アイエオ	三鷹市			<p>主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、<u>参加と協働</u>を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。</p> <p>市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、<u>参加</u>し、助け合い、そしてともに<u>責任</u>を担い合う<u>協働</u>のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。</p> <p>三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。</p> <p>私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、<u>基本的人権の尊重</u>、<u>協働</u>とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を規定する。</p>
18	3(3)イ	清瀬市	第1章 総則		<p>(男女共同参画)</p> <p>第3条 まちづくりへの市民参画は、両性の平等を基本とし、男女が共同で参画することを原則とする。</p>